

令和 7 年 3 月 26 日

久 留 米 市 長

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。（建設業法第 20 条の 2 第 2 項）

このため、久留米市では、下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 対象工事

全ての建設工事とします。

2 取扱い方法

- （１）通知を行う者：落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）。
- （２）通 知 方 法：別記通知書を久留米市あて提出してください。
- （３）通 知 の 期 間：落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまで。

3 留意事項

- （１）通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
 - ・建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象
 - ①主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰（天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないもの）
 - ②特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰（天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないもの）
- （２）通知書内の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄には、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を記載してください。（特定の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）
- （３）通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
- （４）通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。

(別記様式)

令和 年 月 日

殿

所在地
名称 (商号)
代表者

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)
